

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 8 第 1 4 号	受理年月日	令和 8 年 2 月 5 日
件 名	災害に対する住居支援の重要性を確認し、目黒区として、「被災及び避難の状況、避難の継続又は帰還についての意向、家族関係・健康状態・就労状況その他生活の状況、安定した住宅の確保に関する事情等の具体的な事情を総合的に考慮」した災害ケースマネジメント体制の構築を求める陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>この陳情は、災害などによる避難者への「みなし仮設住宅」支援の在り方などについて、「個々の避難者への具体的な状況に配慮した対応」、内閣府が進める「災害ケースマネジメント」による対応を求めるものです。（内閣府 災害ケースマネジメント実施の手引き：<a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/case/pdf">https://www.bousai.go.jp/taisaku/case/pdf</a>）</p> <p>2011年3月11日の東日本大震災以降も、避難者が続出する大災害が続いていますが、災害支援の基礎となる住宅支援については、ますます避難先の「広域化」が進み、それとともに現地建設の仮設住宅より「みなし仮設住宅」による支援が多数になっています。現地の例えば学校校庭に建設する仮設住宅を想定し、2年間の期限とした「応急対策」は、当を得ない場合が増えています。</p> <p>2024年1月1日に発生した能登半島地震では、今なお5千人以上が「みなし仮設住宅」への避難を続けており、原則2年の期限が近づく中、期間延長が図られ、また高齢者などへの医療・介護支援策の継続が求められています。</p> <p>福島県が「みなし仮設住宅を打ち切り」、東京都江東区東雲国家公務員住宅に避難していた311東日本大震災避難者へ明け渡しと家賃相当分の支払いを求めた訴訟で、2026年1月9日に最高裁判決がありました。</p> <p>以下、毎日新聞記事より。</p> <p>「東京電力福島第1原発事故の影響で、東京都内の国家公務員宿舎に自主避難した人に対し、住宅の無償提供終了後に、家賃を払わずに宿舎に住み続けたとして、福島県が退去や損害賠償を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第2小法廷（三浦守裁判長）は9日、避難者側の上告を棄却した。避難者側敗訴とした一、二審判決が確定した。検察官出身の三浦裁判長は、県の対応について「社会通念上著しく妥当性を欠く」との反対意見を述べた。」</p> <p>三浦裁判長の少数意見は、以下のように述べています。</p> <p>「上告人がその後本件建物に居住していることは、国との関係において、単なる不法占拠とみることとはできず、上告人に関し、被災及び避難の状況、避難の継続又は帰還についての意向、家族関係・健康状態・就労状況その他生活の状況、安定した住宅の確保に関する事情等の具体的な事情を総合的に考慮して、国が上告人に対し建物明渡請求権を行使することが、正義・公平の理念に照らし容認できないときは、その行使は、権利の濫用として許されないというべき」。機械的な一斉支援打ち切りを問い直す意見です。</p>			

目黒区での大規模災害発生を想定したときも、広域避難と「みなし仮設」住宅による住居支援が中心とならざるを得ず、福祉政策との連携が必要です。しかし必要な「災害ケースマネジメント」実施に向け十分な準備ができているのでしょうか？目黒区の姿勢として、災害・住宅・福祉などの施策の構築を求めます。

**【陳情事項】**

「住まいは人権」であり、災害に対する住居支援の重要性を確認し、目黒区として、災害対策から住居福祉政策にわたり、一人ひとりに寄り添った「災害ケースマネジメント」の体制を準備・実施することを求めます。